改正後　（令和８年 12 月）	現　行　（令和５年９月）	変更の内容
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想  令和８年12月 鹿児島県南九州市	**農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想**  令和５年９月 鹿児島県南九州市	

目　　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 …… 1

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 …… 4

１　営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標 …… 4

２　農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事の態様の指標 …… 10

⑴　経営管理の方法 …… 10

⑵　農業従事の態様 …… 10

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 …… 11

１　営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標 …… 11

２　新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組むべき経営管理の方法及び農業従事の態様の指標 …… 14

⑴　経営管理の方法 …… 14

⑵　農業従事の態様 …… 14

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 …… 16

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方 …… 16

２　市が主体的に行う取組 …… 16

３　関係機関との連携・役割分担の考え方 …… 16

４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供… 16

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率化かつ総合的な利用に関する事項 …… 17

１　効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 …… 17

２　その他農用地の利用関係の改善に関する事項 …… 17

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項 …… 18

１　地域計画推進事業に関する事項 …… 18

⑴　協議の場の開催の時期 …… 18

⑵　開催に係る情報の提供の方法… 18

⑶　協議の場の参加者 …… 18

⑷　協議する事項 …… 18

⑸　窓口の設置… 18

⑹　農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準… 18

⑺　地域計画の策定に伴う関係機関との連携 …… 18

⑻　地域計画に基づく利用権の設定等… 18

目　　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標 …… 1

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 …… 4

１　営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標 …… 4

２　農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事の態様の指標 …… 10

⑴　経営管理の方法 …… 10

⑵　農業従事の態様 …… 10

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標 …… 11

１　営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標 …… 11

２　新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組むべき経営管理の方法及び農業従事の態様の指標 …… 14

⑴　経営管理の方法 …… 14

⑵　農業従事の態様 …… 14

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 …… 16

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方 …… 16

２　市が主体的に行う取組 …… 16

３　関係機関との連携・役割分担の考え方 …… 16

４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供… 16

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率化かつ総合的な利用に関する事項 …… 17

１　効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 …… 17

２　その他農用地の利用関係の改善に関する事項 …… 17

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項 …… 18

１　地域計画推進事業に関する事項 …… 18

⑴　協議の場の開催の時期 …… 18

⑵　開催に係る情報の提供の方法… 18

⑶　協議の場の参加者 …… 18

⑷　協議する事項 …… 18

⑸　窓口の設置… 18

⑹　農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準… 18

⑺　地域計画の策定に伴う関係機関との連携 …… 18

⑻　地域計画に基づく利用権の設定等… 18

2　利用権設定等促進事業に関する事項 …… 19

3　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用利用改善事業の実施の基準に関する事項 …… 19
⑴　農用地利用改善事業の実施の促進 …… 19
⑵　実施区域の基準 …… 19
⑶　農用地利用改善事業の内容 …… 19
⑷　農用地利用規程の内容 …… 19
⑸　農用地利用規程の認定 …… 19
⑹　特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 …… 20
⑺　農用地利用改善団体に対する指導・援助 …… 20
⑻　農用地利用改善団体の勧奨等 …… 20

4　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 …… 20
⑴　農作業の受委託の促進 …… 20
⑵　農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 …… 21

5　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 …… 21

6　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 …… 21
⑴　農地中間管理事業の実施の促進に関する事項 …… 21
⑵　農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 …… 21
⑶　推進体制等 …… 21

7　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 …… 22

2　利用権設定等促進事業に関する事項 …… 19

⑴　利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件 ……
⑵　利用権の設定等の内容 ……
⑶　開発を伴う場合の措置 ……
⑷　農用地利用集積計画の策定時期 ……
⑸　申出及び要請 ……
⑹　農用地利用集積計画の作成 ……
⑺　農用地利用集積計画の内容 ……
⑻　農用地利用集積計画についての同意 ……
⑼　公告 ……
⑽　公告の効果 ……
⑾　利用権の設定等を受けた者の責務 ……
⑿　紛争の処理 ……
⒀　農用地利用集積計画の取消し等 ……

3　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用利用改善事業の実施の基準に関する事項 …… 19
⑴　農用地利用改善事業の実施の促進 …… 19
⑵　実施区域の基準 …… 19
⑶　農用地利用改善事業の内容 …… 19
⑷　農用地利用規程の内容 …… 19
⑸　農用地利用規程の認定 …… 19
⑹　特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定 …… 20
⑺　農用地利用改善団体に対する指導・援助 …… 20
⑻　農用地利用改善団体の勧奨等 …… 20

4　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項 …… 20
⑴　農作業の受委託の促進 …… 20
⑵　農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等 …… 21

5　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項 …… 21

6　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 …… 21
⑴　農地中間管理事業の実施の促進に関する事項 …… 21
⑵　農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携 …… 21
⑶　推進体制等 …… 21

7　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項 …… 22

事業の廃止に伴う削除

(1)　支援体制の整備 …… 22
(2)　新たに農業経営を営もうとする青年等の定着・経営発展に向けた取組 …… 22
(3)　研修等事業の実施に当たっての留意事項 …… 22
第６　その他 …… 22

(1)　支援体制の整備 …… 22
(2)　新たに農業経営を営もうとする青年等の定着・経営発展に向けた取組 …… 22
(3)　研修等事業の実施に当たっての留意事項 …… 22
第６　その他 …… 22
別紙１ ……
別紙２ ……

事業廃止に伴う表の削除

事業廃止に伴う表の削除

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　南九州市（以下「本市」という。）は、薩摩半島の南端に位置し、北部地域はその立地条件を活かして水稲、かんしょを主体とする農業生産を展開している。中南部地域は広大な畑台地で早くから農業構造改善事業、県営ほ場整備事業、県営畑地帯総合土地改良事業等で整備された生産基盤のもと、集団産地の形成、大型機械化体系による生産性の高い農業経営が行われ、工芸作目・畜産・園芸を主体とした農業生産が展開されている。

なお、農業後継者や新規就農者などの担い手農家の確保・育成を図るため、引き続き南九州市頴娃農業開発研修センター（以下「農業開発研修センター」という。）や公益社団法人南九州市農業公社（以下「農業公社」という。）において新規研修者の受け入れを行い、地域の特性に合った基幹作目の振興、消費者の多様なニーズ等の把握、生産に反映できる販売・流通体系の一層の整備を図りながら、耕種部門を中心に経営規模の拡大を志向する農家、新たに農業経営を営もうとする青年等や兼業・高齢農家との間で労働力提供、農地の貸借等を進め、大規模経営・専業農家を育成していく。

また、農業振興地域整備計画に即し、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

２　中山間地域や基盤整備が進んでいない地区等においては、農業従事者の高齢化及び農業就業人口の減少に伴って、一部荒廃化した農地が近年増加傾向にある。荒廃農地を放置すれば担い手農家に対する利用集積が進まないばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

本市の農業構造は、昭和 40 年代からの高度経済成長を契機として、急激な農家戸数の減少や兼業化が進み、土地利用型農業を中心に農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、農業機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

３　本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市内及び近隣地域において既に優良な経営を実現している事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者１人当たり 420 万円程度）（注）、年間労働時間（主たる従事者１人当たり 2、000 時間程度）の水準を確保できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

（注）・専従者がいる場合、専従者給与控除後の金額

・団体経営体の場合、「主たる従事者」は「構成員」と読み替える

４　本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体による地域農業の振興に向けた自主的な取組を促進するとともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業並びにその他の措置を総合的に実施する。

まず、本市は、南九州市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、いぶすき・南さつま両農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、南薩地域振興局（以下「地域振興局」という。）等が十分な相互の連携の下で緊密な指導を行うため、南九州市担い手育成総合支援協議会（以下「市担い手協議会」という。）を設置し、地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して市担い手協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　南九州市（以下「本市」という。）は、薩摩半島の南端に位置し、北部地域はその立地条件を活かして水稲、かんしょを主体とする農業生産を展開している。中南部地域は広大な畑台地で早くから農業構造改善事業、県営ほ場整備事業、県営畑地帯総合土地改良事業等で整備された生産基盤のもと、集団産地の形成、大型機械化体系による生産性の高い農業経営が行われ、工芸作目・畜産・園芸を主体とした農業生産が展開されている。

なお、農業後継者や新規就農者などの担い手農家の確保・育成を図るため、引き続き南九州市頴娃農業開発研修センター（以下「農業開発研修センター」という。）や公益社団法人南九州市農業公社（以下「農業公社」という。）において新規研修者の受け入れを行い、地域の特性に合った基幹作目の振興、消費者の多様なニーズ等の把握　、生産に反映できる販売・流通体系の一層の整備を図りながら、耕種部門を中心に経営規模の拡大を志向する農家、新たに農業経営を営もうとする青年等や兼業・高齢農家との間で労働力提供、農地の貸借等を進め、大規模経営・専業農家を育成していく。

また、農業振興地域整備計画に即し、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

２　中山間地域や基盤整備が進んでいない地区等においては、農業従事者の高齢化及び農業就業人口の減少に伴って、一部荒廃化した農地が近年増加傾向にある。荒廃農地を放置すれば担い手農家に対する利用集積が進まないばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

本市の農業構造は、昭和 40 年代からの高度経済成長を契機として、急激な農家戸数の減少や兼業化が進み、土地利用型農業を中心に農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、農業機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

３　本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね 10 年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、市内及び近隣地域において既に優良な経営を実現している事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者１人当たり 420 万円程度、１経営体当たり 550 万円程度）　、年間労働時間（主たる従事者１人当たり 2、000 時間程度）の水準を確保できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

字句の削除、字句の追加

字句の追加

４　本市は、将来の本市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業並びにその他の措置を総合的に実施する。

字句の改正

まず、本市は、南九州市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、いぶすき・南さつま両農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、南薩地域振興局（以下「地域振興局」という。）等が十分な相互の連携の下で緊密な指導を行うため、南九州市担い手育成総合支援協議会（以下「市担い手協議会」という。）を設置し、地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して市担い手協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

5　次に、地域計画の実現や農業経営の改善に望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。 　そして、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。 　特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。 　水田農業等土地利用型農業が主である地域で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている地域の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第１項の規定による農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受けた個人経営体又は団体経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第 14 条の４第１項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、地域を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。 　さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業公社や集落営農組織、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、地域振興局の指導の下に、農業開発研修センターとの連携による園芸作目の品質及び作型の改善による高収益化や新規作目の導入を促進する。	5　次に、＿＿＿＿＿＿農業経営の改善に望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会等による掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。 　そして、このような土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。 　特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。 　水田農業等土地利用型農業が主である地域で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている地域の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進する。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 12 条第１項の規定による農業経営改善計画（以下「経営改善計画」という。）の認定を受けた個人経営体又は団体経営体（以下「認定農業者」という。）及び法第 14 条の４第１項の規定による青年等就農計画の認定を受けた者（以下「認定新規就農者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、地域を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。 　さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業公社や集落営農組織、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、地域振興局の指導の下に、農業開発研修センターとの連携による園芸作目の品質及び作型の改善による高収益化や新規作目の導入を促進する。	字句の追加
6　また、生産組織は、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の団体経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。 　さらに、市内の農業生産の重要な担い手である配偶者・後継者については、農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定締結の推進、集落営農の組織化・法人化に向けての話し合いの場に配偶者・後継者の参画を呼び掛ける等、配偶者・後継者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。 　なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で労働力の提供等、役割分担を明確化することにより、地域資源、農村コミュニティの維持を図る。さらに、地域全体としての発展に結び付くよう、本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていき、「地域営農の仕組みづくり」を積極的に推進する。	6　また、生産組織は、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置付けを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の団体経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。 　さらに、市内の農業生産の重要な担い手である配偶者・後継者については、農業経営改善計画の共同申請や家族経営協定締結の推進、集落営農の組織化・法人化に向けての話し合いの場に配偶者・後継者の参画を呼び掛ける等、配偶者・後継者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。 　なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で労働力の提供等、役割分担を明確化することにより、地域資源、農村コミュニティの維持を図る。さらに、地域全体としての発展に結び付くよう、本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていき、「地域営農の仕組みづくり」を積極的に推進する。	
7　特に経営改善計画及び法第 14 条の４の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による認定農業者や認定新規就農者への農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって関係機関・団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。	7　特に経営改善計画及び法第 14 条の４の青年等就農計画の認定制度については、両制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による認定農業者や認定新規就農者への農用地利用集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって関係機関・団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。	
8　本市は、農業委員会、農業協同組合、地域振興局等で構成する市担い手協議会と連携し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導等を行う。 　特に、大規模農業経営を目指す農業者に対しては、金融機関の融資担当者、営農指導員及び日本政策金融公庫鹿児島支店の参画を仰ぎつつ、資金計画に係る濃密指導を実施する。 　なお、農業経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資す	8　本市は、農業委員会、農業協同組合、地域振興局等で構成する市担い手協議会と連携し、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導等を行う。 　特に、大規模農業経営を目指す農業者に対しては、金融機関の融資担当者、営農指導員及び日本政策金融公庫鹿児島支店の参画を仰ぎつつ、資金計画に係る濃密指導を実施する。 　なお、農業経営改善計画の有効期間の終期を迎える認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資す	

るため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。	るため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。	
9　今後、本市にとって重要な産業である農業が、持続的に維持・発展していくためには、新たに農業経営を営もうとする青年等を中心とした地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保・育成していく必要がある。このため、市は青年等に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図るとともに、国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、新規就農者の確保目標年間200人以上とする鹿児島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を鑑み、本市においては、年間12人の新規就農者等の確保を目標とする。 　また、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の４割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者１人あたりの年間農業所得168万円程度）が確保できるよう、青年等就農計画の認定制度（認定新規就農者制度）を活用した経営改善を推進する。 　さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、新規就農者の伴走支援を担う南九州市アグリサポートセンター（以下「アグリサポートセンター」という。）を中心とし、農地については農業委員会や農地中間管理機構（地域振興公社）による利用権の設定、技術・経営面については地域振興局や農業協同組合等の指導体制を整備する他、市内の農業研修施設を有効活用しながら、総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。	9　今後、本市にとって重要な産業である農業が、持続的に維持・発展していくためには、新たに農業経営を営もうとする青年等を中心とした地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保・育成していく必要がある。このため、市は青年等に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から５年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図るとともに、国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、新規就農者の確保目標年間300人以上とする鹿児島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を鑑み、本市においては、年間17人の新規就農者等の確保を目標とする。 　また、新たに農業経営を営もうとする青年等が、地域の他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者１人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（３に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の４割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者１人あたりの年間農業所得168万円程度）が確保できるよう、青年等就農計画の認定制度（認定新規就農者制度）を活用した経営改善を推進する。 　さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構（地域振興公社）による利用権の設定、技術・経営面については地域振興局や農業協同組合等の指導体制を整備する他、市内の農業研修施設を有効活用しながら、総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。	字句の改正 字句の改正 字句の改正

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

本基本構想第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市内及び近隣地域で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

１　営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

【個人経営体】

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
酪農専門（つなぎ飼い方式）	〈作目と飼養頭数〉 常時経産牛　80頭 育成牛　40頭 〈経営面積〉 飼料畑　12.0ha 施設用地面積5,700㎡	〈主な資本装備〉 畜舎、堆肥舎、尿溜、農機具庫、飼料倉庫、トラクター、飼料作物用機械一式、コンプリートフィーダ 〈その他〉 ・つなぎ飼い方式 ・パイプライン、自動搾乳ユニット ・平均分娩間隔　13ヶ月 ・経産牛１頭当たり乳量　8、800kg ・更新率　25%	・牛群検定の実施による牛群の改良 ・乳質の改善 （乳脂率 3.5%・無脂固形分率8.6%・乳蛋白率3.2%・細菌数10万以下・体細胞20万以下） ・粗飼料自給率の向上 （TDN自給率45%以上）
酪農専門（フリーストール方式）	〈作目と飼養頭数〉 常時経産牛　100頭 育成牛　50頭 〈経営面積〉 飼料畑　14.0ha 施設用地面積6,072㎡	〈主な資本装備〉 畜舎、堆肥舎、尿溜、農機具庫、飼料倉庫、トラクター、飼料作物用機械一式、コンプリートフィーダ 〈その他〉 ・フリーストール、パーラー方式 ・平均分娩間隔　13ヶ月 ・経産牛１頭当たり乳量　8、800kg ・更新率　25%	・「酪農専門（つなぎ飼い方式）」に準ずる
生産牛専門	〈作目と飼養頭数〉 成　牛　70頭 育成牛　14頭 〈経営面積〉 飼料畑　14.0ha 施設用地面積　2,500㎡	〈主な資本装備〉 パドック型牛舎、連動スタンチョン、分娩・子牛育成舎、堆肥舎、トラクター、飼料作物用機械一式、牛群管理システム、分娩監視装置 〈その他〉 ・生産牛の更新は自家育成（更新率　20%） ・セリ市出荷　８ヶ月齢 ・生産率　90%以上	・粗飼料自給率の向上 ・哺乳は人工哺育 （生後４日齢～6週齢） ・粗飼料主体給与と連産性の確保
酪農・肉用牛複合	〈作目と飼養頭数〉 乳用牛 常時経産牛　40頭 肉用牛 生産牛　11頭	〈主な資本装備〉 「酪農専門」、「生産牛専門」に準ずる 〈その他〉 ・「酪農専門」、「生産牛専門」に準ずる	・「酪農専門」、「生産牛専門」に準ずる
肉用牛肥育専門	〈作目と飼養頭数〉 肥育牛（去勢）　200頭 〈経営面積〉 施設用地面　4,650㎡	〈主な資本装備〉 ホイルローダ、トラック、堆肥舎、肥育牛舎 〈その他〉 ［削除］ ・肥育期間　19ヶ月 ・出荷体重　780kg　DG　866g 枝肉500kg ・群飼育　6㎡/1頭　1群4頭	・純資産回転率、固定資産率の向上

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

本基本構想第１に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市内及び近隣地域で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

１　営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

【個人経営体】

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等	
酪農専門（つなぎ飼い方式）	〈作目と飼養頭数〉 常時経産牛　80頭 育成牛　40頭 〈経営面積〉 飼料畑　12.0ha 施設用地面積5,700㎡	〈主な資本装備〉 畜舎、堆肥舎、尿溜、農機具庫、飼料倉庫、トラクター、飼料作物用機械一式、コンプリートフィーダ 〈その他〉 ・つなぎ飼い方式 ・パイプライン、自動搾乳ユニット ・平均分娩間隔　13ヶ月 ・経産牛１頭当たり乳量　8、800kg ・更新率　25%	・牛群検定の実施による牛群の改良 ・乳質の改善 （乳脂率 3.5%・無脂固形分率8.6%・乳蛋白率3.2%・細菌数10万以下・体細胞20万以下） ・粗飼料自給率の向上 （TDN自給率45%以上）	
酪農専門（フリーストール方式）	〈作目と飼養頭数〉 常時経産牛　100頭 育成牛　50頭 〈経営面積〉 飼料畑　14.0ha 施設用地面積6,072㎡	〈主な資本装備〉 畜舎、堆肥舎、尿溜、農機具庫、飼料倉庫、トラクター、飼料作物用機械一式、コンプリートフィーダ 〈その他〉 ・フリーストール、パーラー方式 ・平均分娩間隔　13ヶ月 ・経産牛１頭当たり乳量　8、800kg ・更新率　25%	・「酪農専門（つなぎ飼い方式）」に準ずる	
生産牛専門	〈作目と飼養頭数〉 成　牛　80頭 育成牛　14頭 〈経営面積〉 飼料畑　14.0ha 施設用地面積2,500㎡	〈主な資本装備〉 パドック型牛舎、連動スタンチョン、分娩・子牛育成舎、堆肥舎、トラクター、飼料作物用機械一式 〈その他〉 ・生産牛の更新は自家育成（更新率　20%） ・セリ市出荷　８ヶ月齢 ・生産率　90%以上	・粗飼料自給率の向上 ・哺乳は人工哺育 （生後４日齢～6週齢） ・粗飼料主体給与と連産性の確保	字句の改正 字句の追加
酪農・肉用牛複合	〈作目と飼養頭数〉 乳用牛 常時経産牛　40頭 肉用牛 生産牛　11頭	〈主な資本装備〉 「酪農専門」、「生産牛専門」に準ずる 〈その他〉 ・「酪農専門」、「生産牛専門」に準ずる	・「酪農専門」、「生産牛専門」に準ずる	
肉用牛肥育専門	〈作目と飼養頭数〉 肥育牛　200頭 〈経営面積〉 施設用地面積4,650㎡	〈主な資本装備〉 ホイルローダ、トラック、堆肥舎、肥育牛舎 〈その他〉 ［削除］ ・肥育期間　19ヶ月 ・出荷体重　780kg　DG　866g 枝肉480kg ・群飼育　6㎡/1頭　1群4頭	・純資産回転率、固定資産率の向上	字句の追加 字句の改正

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
肉用牛一貫	〈作目と飼養頭数〉 生産牛 成雌牛　50頭 育成牛　10頭 肥育牛　62頭 〈経営面積〉 飼料畑　8.0ha 施設用地面積4,266㎡	〈主な資本装備〉 肥育牛舎、分娩・子牛育成舎、堆肥舎、トラクター、飼料作物用機械一式、牛群管理システム、分娩監視装置 〈その他〉 ・肥育期間　19ヶ月 ・出荷体重　去勢780kg 雌　700kg ・生産牛の更新は自家育成（更新率　20%）	・「生産牛専門」、「肉用牛肥育専門」に準ずる
＿＿＿	＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿	＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿	

		・オールインオールアウト方式（空舎期間 21 日） ・鶏ふん処理の外部委託	
採卵鶏専門	〈作目と飼養羽数〉 採卵鶏 常時　70,000 羽 〈経営面積〉 施設用地面 2,330 ㎡	〈主な資本装備〉 鶏舎、集卵・貯卵庫、堆肥舎、ケージ、自動給餌給水装置、自動集卵機、パッカー、ホイルローダ 〈その他〉 ・ケージ飼育　2 羽/4 段/間口 24 ㎝ ・ヒナ更新　導入　120 日齢 強制換羽　450 日齢 アウト　690 日齢 ・飼育密度　成鶏時　30 羽/3.3 ㎡ ・鶏ふんは堆肥舎で撹拌発酵処理	・「ブロイラー専門」に準ずる

		・オールインオールアウト方式 ・鶏ふん処理の外部委託	
採卵鶏専門	〈作目と飼養羽数〉 採卵鶏 常時　70,000 羽 〈経営面積〉 施設用地面 2,330 ㎡	〈主な資本装備〉 開放式高床式鶏舎、集卵・貯卵庫、堆肥舎、ケージ、自動給餌給水装置、自動集卵機、パッカー、ホイルローダ 〈その他〉 ・ケージ飼育　2 羽/4 段/間口 24 ㎝ ・ヒナ更新　導入　120 日齢 強制換羽　450 日齢 アウト　690 日齢 ・飼育密度　成鶏時　30 羽/3.3 ㎡ ・鶏ふんは堆肥舎で撹拌発酵処理	・「ブロイラー専門」に準ずる

字句の追加

字句の改正

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
茶専門	〈作目と作付面積〉 茶樹園　6.0ha （成木園、定植後６年以上）	〈主な資本装備〉 茶園管理機、茶園施肥機、防霜ファン、乗用型摘採機 〈その他〉 ・生葉生産に主体を置き、荒茶加工場へ生葉販売 ・品種組合せ　早生40%　中生40%　晩生20%	・優良品種の適正な組合せ、防霜施設整備と生産組織化による集団的大型化生産方式の導入 （生産技術の高位平準化、品質の向上、安定生産）
茶複合 （茶＋ 露地野菜）	〈作目と作付面積〉 茶樹園　4.0ha （成木園、定植後６年以上） 露地野菜　1.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、その他「茶専門」に準ずる 〈その他〉 ・生葉生産に主体を置き、荒茶加工場へ生葉販売 ・品種組合せ　早生40%　中生40%　晩生20% ・深耕と土壌消毒の徹底	・「茶専門」に準ずる
たばこ複合	〈作目と作付面積〉 たばこ　2.1ha 焼酎用かんしょ　0.5ha でん粉用かんしょ0.5ha にんじん　0.3ha	〈主な資本装備〉 育苗ハウス、貯蔵庫、乾燥機、トラクター、管理作業車、自走式移植機、人参播種機、人参収穫機 〈その他〉 ・芽かぎの重労働を解消するため接触型わき芽抑制剤の使用 ・高架型作業機、自動収穫機、降灰除去機等の導入による省力化 ・完全委託乾燥による省力化 ・にんじんはコート種子による間引き作業の省力化	・高性能機械化一貫作業体系 ・良質堆肥の施用 ・適期栽培管理（良質・生産性の向上） ・輪作体系による土地の有効利用
露地野菜型	〈作目と作付面積〉 早掘さつまいも　0.8ha 普通掘さつまいも 0.8ha 貯蔵さつまいも　0.7ha にんじん　0.5ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、トラクター、マルチャー、洗浄機、土壌消毒機、防除機、茎葉処理機、自走式掘取機、洗浄研磨機、トラック、重量選別機、農機具舎、ハウス貯蔵庫、人参播種機、人参収穫機 〈その他〉 ・土壌消毒の徹底 ・周年出荷体制の確立 ・生産履歴の記帳 ・ウイルスフリー苗の導入 ・土壌診断に基づく施肥改善 ・緑肥導入による品質改善 ・ミネラル資材導入による差別商品化 ・早進化に向けた育苗法 ・早期作付による生産性向	・農林水産物認証制度の取得 ・農地の集団化 ・植付軽作業化のための挿苗機の導入 ・栽培法改善（植付方法、土壌改良等）による生産性向上
露地野菜＋ 原料用かんしょ型	〈作目と作付面積〉 キャベツ　1.2ha 青首大根　0.8ha 焼酎用かんしょ　3.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、プラウ、土壌消毒機付畦立マルチャー、動力噴霧機、葉茎処理機、自走式掘取機、農機具舎、トラック 〈その他〉 ・キャベツは深耕の実施、９月下旬以降の適期定植 ・焼酎用かんしょは「露地野菜型」に準ずる	・「露地野菜型」に準ずる
施設野菜 専門Ⅰ	〈作目と作付面積〉 ピーマン　0.3ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、トラクター、暖房機、土壌消毒機、環境制御装置、防除機、灌水施設 〈その他〉 ・「施設花き専門Ⅰ」に準ずる	・省力機械化体系の確立

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
茶専門	〈作目と作付面積〉 茶樹園　6.0ha （成木園、定植後６年以上）	〈主な資本装備〉 茶園管理機、茶園施肥機、防霜ファン、乗用型摘採機 〈その他〉 ・生葉生産に主体を置き、荒茶加工場へ生葉販売 ・品種組合せ　早生40%　中生40%　晩生20%	・優良品種の適正な組合せ、防霜施設整備と生産組織化による集団的大型化生産方式の導入 （生産技術の高位平準化、品質の向上、安定生産）
茶複合 （茶＋ 露地野菜）	〈作目と作付面積〉 茶樹園　4.0ha （成木園、定植後６年以上） 露地野菜　1.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、その他「茶専門」に準ずる 〈その他〉 ・生葉生産に主体を置き、荒茶加工場へ生葉販売 ・品種組合せ　早生40%　中生40%　晩生20% ・深耕と土壌消毒の徹底	・「茶専門」に準ずる
たばこ複合	〈作目と作付面積〉 たばこ　2.1ha 焼酎用かんしょ　0.5ha でん粉用かんしょ0.5ha にんじん　0.3ha	〈主な資本装備〉 育苗ハウス、貯蔵庫、乾燥機、トラクター、管理作業車、自走式移植機、人参播種機、人参収穫機 〈その他〉 ・芽かぎの重労働を解消するため接触型わき芽抑制剤の使用 ・高架型作業機、自動収穫機、降灰除去機等の導入による省力化 ・完全委託乾燥による省力化 ・にんじんはコート種子による間引き作業の省力化	・高性能機械化一貫作業体系 ・良質堆肥の施用 ・適期栽培管理（良質・生産性の向上） ・輪作体系による土地の有効利用
露地野菜型	〈作目と作付面積〉 早掘さつまいも　0.8ha 普通掘さつまいも 0.8ha 貯蔵さつまいも　0.7ha にんじん　0.5ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、トラクター、マルチャー、洗浄機、土壌消毒機、動力噴霧機、茎葉処理機、自走式掘取機、洗浄研磨機、トラック、重量選別機、農機具舎、ハウス貯蔵庫、人参播種機、人参収穫機 〈その他〉 ・土壌消毒の徹底 ・周年出荷体制の確立 ・生産履歴の記帳 ・ウイルスフリー苗の導入 ・土壌診断に基づく施肥改善 ・緑肥導入による品質改善 ・ミネラル資材導入による差別商品化 ・にんじんはコート種子による間引き作業の省力化 ・早進化に向けた育苗法 ・早期作付による生産性向	・農林水産物認証制度の取得 ・農地の集団化 ・植付軽作業化のための挿苗機の導入 ・栽培法改善（植付方法、土壌改良等）による生産性向上
露地野菜＋ 原料用かんしょ型	〈作目と作付面積〉 キャベツ　1.2ha 青首大根　0.8ha 焼酎用かんしょ　3.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、プラウ、土壌消毒機付畦立マルチャー、動力噴霧機、葉茎処理機、自走式掘取機、農機具舎、トラック 〈その他〉 ・キャベツは深耕の実施、９月下旬以降の適期播種 ・焼酎用かんしょは「露地野菜型」に準ずる	・「露地野菜型」に準ずる
施設野菜 専門Ⅰ	〈作目と作付面積〉 ピーマン　0.3ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、トラクター、暖房機、土壌消毒機 〈その他〉 ・「施設花き専門Ⅰ」に準ずる	・省力機械化体系の確立

字句の改正

字句の削除

字句の改正

字句の追加

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
施設野菜 専門Ⅱ	〈作目と作付面積〉 いちご　0.3ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、暖房機、防除機、予冷庫、軽トラック、トラクター、高設育苗ベンチ、電照施設、灌水施設、作業場	・品種を交え、収穫作業の分散
普通作専門	〈作目と作付面積〉 焼酎用かんしょ　3.0ha でん粉用かんしょ4.0ha	〈主な資本整備〉 「露地野菜＋原料用かんしょ型」に準ずる 〈その他〉 ・早進化に向けた育苗法 ・早期作付による生産性向上 ・機械化一貫作業体系による低コスト栽培	・生産組織の育成 ・生産履歴の記帳 ・農地の集団化 ・栽培法改善（疎植栽培、施肥改善）　による生産性向上 ・バイオ苗の導入による生産性向上 ・契約栽培による生産性向上 ・植付軽作業化のための挿苗機の導入
野菜＋ 普通作型Ⅰ	〈作目と作付面積〉 レタス　1.0ha メロン　0.2ha 普通期水稲　1.0ha ＷＣＳ　1.0ha でん粉用かんしょ0.9ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、作業場、トラクター、軽トラック、レタス移植機、防除機、乗用田植機、自脱型コンバイン 〈その他〉 ・地域一斉共同防除による効率的な病害虫予防	・レタスの省力機械化体系の確立 ・12月から3月までのレタス出荷の平準化 ・食味を重視した高品質米の生産 ・生産調整の実施 ・借地による経営面積の拡大 ・転作品目をかんしょとする ・かんしょ苗の更新
野菜＋ 普通作型Ⅱ	〈作目と作付面積〉 レタス　1.2ha 春かぼちゃ　0.3ha 抑制かぼちゃ　0.4ha 普通期水稲　1.0ha ＷＣＳ　1.0ha でん粉用かんしょ0.9ha	〈主な資本装備〉 「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる 〈その他〉 ・「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる	・「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる
果樹専門	〈作目と作付面積〉 極早生 　露　地　1.2ha きんかん 　加　温　0.2ha 　無加温　0.2ha 　露　地　0.4ha デコポン 　無加温　0.1ha 露　地　0.2ha	〈主な資本装備〉 ＫＰ補強型ハウス、貯水槽、灌水施設、暖房機、貯蔵庫、スピードスプレーヤ	・大玉生産のための摘果の徹底 ・奨励品種への改植 ・病害虫防除の徹底
施設花き 専門Ⅰ	〈作目と作付面積〉 カーネーション　0.36ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、トラクター、暖房機、灌水点滴施設、土壌消毒機、黄色蛍光灯 〈その他〉 ・灌水、深耕、土壌消毒の徹底	・良質苗の購入 ・病害虫防除の徹底 ・温度管理の徹底 ・防風対策の徹底 ・秀品本数の確保
施設花き 専門Ⅱ	〈作目と作付面積〉 クルクマ　0.25ha ユリ　0.20ha 球根養成　0.20ha	〈主な資本装備〉 ＫＰ補強型ハウス、暖房機、動力噴霧機、軽トラック、トラクター、灌水施設、作業場	・良質球根の確保 ・土壌消毒の徹底 ・栽培体系の確立

営農類型	経営規模	生　産　方　式	
施設野菜 専門Ⅱ	〈作目と作付面積〉 いちご　0.3ha	〈主な資本装備〉 KP補強型ハウス、ビニールハウス、暖房機、動力噴霧機、予冷庫、軽トラック、トラクター、高設育苗ベンチ、電照施設、灌水施設、作業場	・品種を交え、収穫作業の分散
普通作専門	〈作目と作付面積〉 焼酎用かんしょ　3.0ha でん粉用かんしょ4.0ha	〈主な資本整備〉 「露地野菜＋原料用かんしょ型」に準ずる 〈その他〉 ・早進化に向けた育苗法 ・早期作付による生産性向上 ・機械化一貫作業体系による低コスト栽培	・生産組織の育成 ・生産履歴の記帳 ・農地の集団化 ・栽培法改善（疎植栽培、施肥改善）　による生産性向上 ・バイオ苗の導入による生産性向上 ・契約栽培による生産性向上 ・植付軽作業化のための挿苗機の導入
野菜＋ 普通作型Ⅰ	〈作目と作付面積〉 レタス　1.0ha メロン　0.2ha 普通期水稲　1.0ha ＷＣＳ　1.0ha でん粉用かんしょ0.9ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、作業場、トラクター、軽トラック、レタス移植機、動力噴霧機、乗用田植機、自脱型コンバイン 〈その他〉 ・地域一斉共同防除による効率的な病害虫予防	・レタスの省力機械化体系の確立 ・12月から3月までのレタス出荷の平準化 ・食味を重視した高品質米の生産 ・生産調整の実施 ・借地による経営面積の拡大 ・転作品目をかんしょとする ・かんしょ苗の更新
野菜＋ 普通作型Ⅱ	〈作目と作付面積〉 レタス　1.2ha 春かぼちゃ　0.3ha 抑制かぼちゃ　0.4ha 普通期水稲　1.0ha ＷＣＳ　1.0ha でん粉用かんしょ0.9ha	〈主な資本装備〉 「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる 〈その他〉 ・「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる	・「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる
果樹専門	〈作目と作付面積〉 極早生 　露　地　1.2ha きんかん 　加　温　0.2ha 　無加温　0.2ha 　露　地　0.4ha デコポン 　無加温　0.1ha 露　地　0.2ha	〈主な資本装備〉 ＫＰ補強型ハウス、貯水槽、灌水施設、暖房機、貯蔵庫、スピードスプレーヤ	・大玉生産のための摘果の徹底 ・奨励品種への改植 ・病害虫防除の徹底
施設花き 専門Ⅰ	〈作目と作付面積〉 カーネーション　0.36ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、トラクター、暖房機、灌水点滴施設、土壌消毒機、黄色蛍光灯 〈その他〉 ・灌水、深耕、土壌消毒の徹底	・良質苗の購入 ・病害虫防除の徹底 ・温度管理の徹底 ・防風対策の徹底 ・秀品本数の確保
施設花き 専門Ⅱ	〈作目と作付面積〉 クルクマ　0.25ha ユリ　0.20ha 球根養成　0.20ha	〈主な資本装備〉 ＫＰ補強型ハウス、暖房機、動力噴霧機、軽トラック、トラクター、灌水施設、作業場	・良質球根の確保 ・土壌消毒の徹底 ・栽培体系の確立

字句の削除
字句の改正

字句の改正

【団体経営体】

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
酪農専門	〈作目と飼養頭数〉 常時経産牛　150 頭	〈主な資本装備〉 個人経営体「酪農専門」に準ずる 〈その他〉 ・個人経営体「酪農専門」に準ずる	・個人経営体「酪農専門」に準ずる
生産牛専門	〈作目と飼養頭数〉 生産牛　300 頭	〈主な資本装備〉 個人経営体「生産牛専門」に準ずる 〈その他〉 ・個人経営体「生産牛専門」に準ずる	・個人経営体「生産牛専門」に準ずる
肉用牛肥育専門	〈作目と飼養頭数〉 肥育牛　500 頭 〈経営面積〉 施設用地面積　8,895 ㎡	〈主な資本装備〉 個人経営体「肉用牛肥育専門」に準ずる 〈その他〉 ・肥育期間　19 ヶ月 ・出荷体重　780 kg　DG　866 g 枝肉 500 kg ・群飼育　6 ㎡/1 頭　1 群 4 頭 ・構成員 2 人　常時雇用 2 人	・飼養衛生管理基準の遵守徹底 ・家畜排せつ物の管理基準の遵守
肉用牛一貫	〈作目と飼養頭数〉 生産牛 成牛　200 頭 肥育牛 常時　250 頭	〈主な資本装備〉 個人経営体「肉用牛一貫」に準ずる 〈その他〉 ・個人経営体「肉用牛一貫」に準ずる	・個人経営体「肉用牛一貫」に準ずる
養豚一貫	〈作目と飼養頭数〉 種雄豚　35 頭 種雌豚　500 頭 雌育成豚　185 頭 子豚・肉豚　5,500 頭 〈経営面積〉 施設用地面積 13,285 ㎡	〈主な資本装備〉 個人経営体「養豚一貫」に準ずる 〈その他〉 ・年間分娩回数　2.35 回 ・交配　自然交配及び人工授精併用 ・種雌豚　自家産及び外部導入 20% ・肉豚仕上げ　22 頭/種雌豚 1 頭当たり/年間 ・出荷日齢　180～190 日齢 ・出荷体重　105～113 kg	・個人経営体「養豚一貫」に準ずる
採卵鶏専門	〈作目と飼養羽数〉 採卵鶏　250,000 羽 〈経営面積〉 施設用地面積 36,000 ㎡	〈主な資本装備〉 個人経営体「採卵鶏専門」に準ずる 〈その他〉 ・ケージ飼育　（ケージ 10 羽飼い、9 段） ・ヒナ更新　導入　120 日齢 換羽　450 日齢 アウト　700 日齢 ・飼育密度　成鶏時　1 羽/400 ㎠ ・鶏ふんは堆肥舎で撹拌発酵処理	・個人経営体「採卵鶏専門」に準ずる

【団体経営体】

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
酪農専門	〈作目と飼養頭数〉 常時経産牛　150 頭	〈主な資本装備〉 個人経営体「酪農専門」に準ずる 〈その他〉 ・個人経営体「酪農専門」に準ずる	・個人経営体「酪農専門」に準ずる
生産牛専門	〈作目と飼養頭数〉 生産牛　300 頭	〈主な資本装備〉 個人経営体「生産牛専門」に準ずる 〈その他〉 ・個人経営体「生産牛専門」に準ずる	・個人経営体「生産牛専門」に準ずる
肉用牛肥育専門	〈作目と飼養頭数〉 肥育牛　500 頭 〈経営面積〉 施設用地面積　5,000 ㎡	〈主な資本装備〉 個人経営体「肉用牛肥育専門」に準ずる 〈その他〉 ・肥育期間　19 ヶ月 ・出荷体重　780 kg　DG　866 g 枝肉 480 kg ・群飼育　6 ㎡/1 頭　1 群 4 頭 ・構成員 2 人　常時雇用 2 人	・飼養衛生管理基準の＿＿徹底 ・家畜排せつ物の管理基準の遵守
肉用牛一貫	〈作目と飼養頭数〉 生産牛 成牛　200 頭 肥育牛 常時　250 頭	〈主な資本装備〉 個人経営体「肉用牛一貫」に準ずる 〈その他〉 ・個人経営体「肉用牛一貫」に準ずる	・個人経営体「肉用牛一貫」に準ずる
養豚一貫	〈作目と飼養頭数〉 種雄豚　35 頭 種雌豚　500 頭 雌育成豚　185 頭 子豚・肉豚　5,500 頭 〈経営面積〉 施設用地面積 13,285 ㎡	〈主な資本装備〉 個人経営体「養豚一貫」に準ずる 〈その他〉 ・年間分娩回数　2.35 回 ・交配　自然交配及び人工授精併用 ・種雌豚　自家産及び外部導入 20% ・肉豚仕上げ　22 頭/種雌豚 1 頭当たり/年間 ・出荷日齢　180～190 日齢 ・出荷体重　105～113 kg	・個人経営体「養豚一貫」に準ずる
採卵鶏専門	〈作目と飼養羽数〉 採卵鶏　250,000 羽 〈経営面積〉 施設用地面積 36,000 ㎡	〈主な資本装備〉 個人経営体「採卵鶏専門」に準ずる 〈その他〉 ・ケージ飼育　2 羽/4 段/間口 24 ㎝ ・ヒナ更新　導入　120 日齢 強制換羽　450 日齢 アウト　690 日齢 ・飼育密度　成鶏時　30 羽/3.3 ㎡ ・鶏ふんは堆肥舎で撹拌発酵処理	・個人経営体「採卵鶏専門」に準ずる

字句の追加

字句の改正

字句の改正

字句の改正

字句の削除

字句の改正

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
茶専門	〈作目と作付面積〉 茶樹園　10.0ha （成木園、定植後６年以上）	〈主な資本装備〉 個人経営体「茶専門」に準ずる 〈その他〉 ・個人経営体「茶専門」に準ずる	・個人経営体「茶専門」に準ずる ・荒茶加工を処理を行う場合は、作付体系に応じた処理能力の確保
露地野菜＋原料用かんしょ型	〈作目と作付面積〉 青首大根　10.0ha 焼酎用かんしょ 10.0ha	〈主な資本装備〉 個人経営体「露地野菜＋原料用かんしょ型」に準ずる 〈その他〉 ・焼酎用かんしょは個人経営体「露地野菜＋原料用かんしょ型」に準ずる	・個人経営体「露地野菜＋原料用かんしょ型」に準ずる
普通作専門（集落営農）	〈作目と作付面積〉 普通期水稲　3.0ha ＷＣＳ　8.0ha 大豆　8.0ha そば　2.0ha 作業受託　5.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、乗用田植機、自脱型コンバイン、乗用管理機、大豆播種機 〈その他〉 ・個人経営体「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる	・特定農業法人（農事組合法人等） ・労働力は専従の組合員と常時雇用のほか、必要に応じて組合構成員が従事 ・借地による経営面積の拡大 ・転作作物をＷＣＳ、大豆、そばとする ・作業受託による機械、施設の有効活用

注）１　個人経営体においては、経営に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者１人、補助従事者1～2人として示している。

２　団体経営体については、主たる従事者の平均が、個別経営体の経営に係る各営農類型ごとの指標になるよう準用する。

２　農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的な指標は次のとおりとする。

⑴　経営管理の方法

ア　経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。

イ　複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。

ウ　簿記等の記帳により、青色申告を実施する。

エ　農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。

オ　資金の有効利用により、目標とする経営へ向け改善を図る。

カ　農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。

キ　経営の規模拡大に伴い、必要となる年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就業条件の整備等により、経理の分担や給料制等を導入する。

⑵　農業従事の態様

ア　省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。

イ　労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。

ウ　個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。

エ　家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。

オ　家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。

カ　従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場、農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。

キ　作業場等に休憩室や管理室等の整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の充実を図る。

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
茶専門	〈作目と作付面積〉 茶樹園　10.0ha （成木園、定植後６年以上）	〈主な資本装備〉 個人経営体「茶専門」に準ずる 〈その他〉 ・個人経営体「茶専門」に準ずる	・個人経営体「茶専門」に準ずる ・荒茶加工を処理を行う場合は、作付体系に応じた処理能力の確保
露地野菜＋原料用かんしょ型	〈作目と作付面積〉 青首大根　10.0ha 焼酎用かんしょ 10.0ha	〈主な資本装備〉 個人経営体「露地野菜＋原料用かんしょ型」に準ずる 〈その他〉 ・焼酎用かんしょは個人経営体「露地野菜＋原料用かんしょ型」に準ずる	・個人経営体「露地野菜＋原料用かんしょ型」に準ずる
普通作専門（集落営農）	〈作目と作付面積〉 普通期水稲　3.0ha ＷＣＳ　3.0ha 大豆　8.0ha そば　2.0ha 作業受託　5.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、乗用田植機、自脱型コンバイン、乗用管理機、大豆播種機 〈その他〉 ・個人経営体「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる	・特定農業法人（農事組合法人等） ・労働力は専従の組合員と常時雇用のほか、必要に応じて組合構成員が従事 ・借地による経営面積の拡大 ・転作作物をＷＣＳ、大豆、そばとする ・作業受託による機械、施設の有効活用

字句の改正

注）１　個人経営体においては、経営に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者１人、補助従事者1～2人として示している。

２　団体経営体については、主たる従事者の平均が、個別経営体の経営に係る各営農類型ごとの指標になるよう準用する。

２　農業経営の合理化を図るための経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

効率的かつ安定的な農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的な指標は次のとおりとする。

⑴　経営管理の方法

ア　経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。

イ　複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。

ウ　簿記等の記帳により、青色申告を実施する。

エ　農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。

オ　資金の有効利用により、目標とする経営へ向け改善を図る。

カ　農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。

キ　経営の規模拡大に伴い、必要となる年間安定雇用者の確保を図るとともに、家族経営協定の締結や就業条件の整備等により、経理の分担や給料制等を導入する。

⑵　農業従事の態様

ア　省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。

イ　労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。

ウ　個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。

エ　家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。

オ　家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。

カ　従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場、農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。

キ　作業場等に休憩室や管理室等の整備を進めるほか、雇用者の労働保険・社会保険への加入等福利厚生の充実を図る。

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

本基本構想第１に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

１　営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
酪農専門	〈作目と飼養頭数〉 常時経産牛　20頭 育成牛　10頭 〈経営面積〉 飼料畑　3.4ha 施設用地面積　1,256㎡	〈主な資本装備〉 畜舎、堆肥舎、尿処理槽、農機具庫、飼料倉庫、トラクター、飼料作物用機械一式 〈その他〉 ・つなぎ飼い方式 ・パイプライン ・平均分娩間隔　13ヶ月 ・経産牛１頭当たり乳量　8,800kg ・更新率　25%	・牛群検定の実施による牛群の改良 ・乳質の改善 （乳脂率 3.5％・無脂固形分率8.6%・乳蛋白率 3.2%・細菌数 10万以下・体細胞20万以下） ・粗飼料自給率の向上 （ＴＤＮ自給率45%以上）
生産牛専門	〈作目と飼養頭数〉 成　牛　20頭 育成牛　4頭 〈経営面積〉 飼料畑　4.8ha 施設用地面積　600㎡	〈主な資本装備〉 パドック型牛舎、連動スタンチョン、分娩・子牛育成舎、堆肥舎、トラクター、飼料作物用機械一式、分娩監視装置 〈その他〉 ・生産牛の更新は自家育成（更新率　20%） ・生産率　90%以上 ・セリ市出荷　概ね８ヶ月齢	・粗飼料自給率の向上 ・哺乳は人工哺育 （生後４日齢～6週齢） ・粗飼料主体給与と連産性の確保
肉用牛一貫	〈作目と飼養頭数〉 生産牛 成雌牛　15頭 育成牛　3頭 肥育牛　19頭 〈経営面積〉 飼料畑　1.6ha 施設用地面積　600㎡	〈主な資本装備〉 肥育牛舎、分娩・子牛育成舎、堆肥舎、トラクター、飼料作物用機械一式、分娩監視装置 〈その他〉 ・生産牛の更新は自家育成（更新率　20%） ・肥育期間　19ヶ月 ・出荷体重　去勢780kg以上 雌　700kg以上	・「生産牛専門」に準ずる
養豚一貫	〈作目と飼養頭数〉 種雄豚　4頭 種雌豚　50頭 雌育成豚　16頭 子豚・肉豚　560頭 〈経営面積〉 施設用地面積　1,060㎡	〈主な資本装備〉 分娩・離乳子豚舎、肥育豚舎、繁殖育成豚舎、堆肥舎、共同尿処理施設、自動給餌機、給水装置、バキュームカー、スキッドステアローダ 〈その他〉 ・年間分娩回数　2.35回 ・交配　自然交配及び人工授精併用 ・種雌豚　自家産及び外部導入20% ・肉豚仕上げ　22頭/種雌豚１頭当たり/年間 ・出荷日齢　180～190日齢	・飼養衛生管理基準の遵守徹底 ・家畜排せつ物の管理基準の遵守

第２の２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

本基本構想第１に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の指標として、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

１　営農類型ごとの経営規模、生産方式の指標

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等	
酪農専門	〈作目と飼養頭数〉 常時経産牛　20頭 育成牛　10頭 〈経営面積〉 飼料畑　3.4ha 施設用地面積　822㎡	〈主な資本装備〉 畜舎、堆肥舎、尿処理槽、農機具庫、飼料倉庫、トラクター、飼料作物用機械一式 〈その他〉 ・つなぎ飼い方式 ・パイプライン ・平均分娩間隔　13ヶ月 ・経産牛１頭当たり乳量　8,800kg ・更新率　25%	・牛群検定の実施による牛群の改良 ・乳質の改善 （乳脂率 3.5％・無脂固形分率8.6%・乳蛋白率 3.2%・細菌数 10万以下・体細胞20万以下） ・粗飼料自給率の向上 （ＴＤＮ自給率45%以上）	字句の改正
生産牛専門	〈作目と飼養頭数〉 成　牛　20頭 育成牛　4頭 〈経営面積〉 飼料畑　4.8ha 施設用地面積　483㎡	〈主な資本装備〉 パドック型牛舎、連動スタンチョン、分娩・子牛育成舎、堆肥舎、トラクター、飼料作物用機械一式 〈その他〉 ・生産牛の更新は自家育成（更新率　20%） ・生産率　90%以上 ・セリ市出荷　概ね８ヶ月齢	・粗飼料自給率の向上 ・哺乳は人工哺育 （生後４日齢～6週齢） ・粗飼料主体給与と連産性の確保	字句の追加 字句の改正
肉用牛一貫	〈作目と飼養頭数〉 生産牛 成雌牛　10頭 育成牛　3頭 肥育牛　12頭 〈経営面積〉 飼料畑　1.6ha 施設用地面積　423㎡	〈主な資本装備〉 肥育牛舎、分娩・子牛育成舎、堆肥舎、トラクター、飼料作物用機械一式 〈その他〉 ・生産牛の更新は自家育成（更新率　20%） ・肥育期間　19ヶ月 ・出荷体重　去勢780kg以上 雌　700kg以上	・「生産牛専門」に準ずる	字句の改正 字句の追加 字句の改正 字句の改正
養豚一貫	〈作目と飼養頭数〉 種雄豚　4頭 種雌豚　50頭 雌育成豚　16頭 子豚・肉豚　560頭 〈経営面積〉 施設用地面積　1,048㎡	〈主な資本装備〉 分娩・離乳子豚舎、肥育豚舎、繁殖育成豚舎、堆肥舎、共同尿処理施設、自動給餌機、給水装置、バキュームカー、スキッドステアローダ 〈その他〉 ・年間分娩回数　2.35回 ・交配　自然交配及び人工授精併用 ・種雌豚　自家産及び外部導入20% ・肉豚仕上げ　22頭/種雌豚１頭当たり/年間 ・出荷日齢　180～190日齢	・飼養衛生管理基準の遵守徹底 ・家畜排せつ物の管理基準の遵守	字句の追加 字句の改正

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
ブロイラー専門	〈作目と飼養羽数〉 1回入すう　30,000羽 年間回転数　5.4回 年間162,000羽入すう 〈経営面積〉 施設用地面積　1,800㎡	〈主な資本装備〉 鶏舎、管理舎兼倉庫、排水処理槽、自動給餌給水装置、換気システム、加湿器、細霧装置 〈その他〉 ・雌雄混合飼育 ・出荷日齢　46日齢 ・出荷体重　3.0kg ・出荷育成率　96% ・オールインオールアウト方式（空舎期間21日） ・鶏ふん処理の外部委託	・飼養衛生管理基準の遵守徹底 ・家畜排せつ物の管理基準の遵守
採卵鶏専門	〈作目と飼養羽数〉 採卵鶏　25,000羽 〈経営面積〉 施設用地面積　900㎡	〈主な資本装備〉 鶏舎、集卵・貯卵庫、堆肥舎、ケージ、自動給餌給水装置、自動集卵機、パッカー、ホイルローダ 〈その他〉 ・ケージ飼育　（ケージ9羽飼い、8段） ・ヒナ更新　導入　120日齢 換羽　450日齢 アウト　700日齢 ・飼育密度　成鶏時　1羽/400㎠ ・鶏ふんは堆肥舎で撹拌発酵処理	・「ブロイラー専門」に準ずる

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
ブロイラー専門	〈作目と飼養羽数〉 1回入すう　33,800羽 年間回転数　4.8回 年間162,240羽入すう 〈経営面積〉 施設用地面積　2,074㎡	〈主な資本装備〉 鶏舎、管理舎兼倉庫、排水処理槽、自動給餌給水装置、換気システム、加湿器、細霧装置 〈その他〉 ・雌雄混合飼育 ・出荷日齢　50日齢 ・出荷体重　3.0kg ・出荷育成率　96% ・オールインオールアウト方式 ・鶏ふん処理の外部委託	・飼養衛生管理基準の徹底 ・家畜排せつ物の管理基準の遵守
採卵鶏専門	〈作目と飼養羽数〉 採卵鶏　40,000羽 〈経営面積〉 施設用地面積　2,892㎡	〈主な資本装備〉 開放式高床式鶏舎、集卵・貯卵庫、堆肥舎、ケージ、自動給餌給水装置、自動集卵機、パッカー、ホイルローダ 〈その他〉 ・ケージ飼育　2羽/4段/間口24㎝ ・ヒナ更新　導入　120日齢 強制換羽　450日齢 アウト　690日齢 ・飼育密度　成鶏時　30羽/3.3㎡ ・鶏ふんは堆肥舎で撹拌発酵処理	・「ブロイラー専門」に準ずる

字句の改正
字句の改正
字句の改正
字句の追加
字句の改正
字句の改正
字句の改正
字句の改正

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
茶専門	〈作目と作付面積〉 茶樹園　4.0ha （成木園、定植後６年以上）	〈主な資本装備〉 茶園管理機（肥料散布機、裾刈り機）、防霜ファン 〈その他〉 ・生葉生産に主体を置き、荒茶加工場へ生葉販売 ・品種組合せ　早生40%　中生40%　晩生20%	・茶園管理機の利用、適期管理による良質の原料生産 ・優良品種の適正な組合せ、防霜施設整備 （生産技術の高位平準化、品質の向上、安定生産）
茶複合 （茶＋ 露地野菜）	〈作目と作付面積〉 茶樹園　3.0ha （成木園、定植後６年以上） 露地野菜　1.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、その他「茶専門」に準ずる 〈その他〉 ・生葉生産に主体を置き、荒茶加工場へ生葉販売 ・品種組合せ　早生40%　中生40%　晩生20% ・深耕と土壌消毒の徹底	・「茶専門」に準ずる
青果用さつまいも複合	〈作目と作付面積〉 早掘さつまいも　0.3ha 普通掘さつまいも0.3ha にんじん　1.0ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、トラクター、マルチャー、洗浄機、土壌消毒機、防除機、茎葉処理機、自走式掘取機、洗浄研磨機、トラック、＿＿＿＿、農機具舎、ハウス貯蔵庫、人参播種機、人参収穫機 〈その他〉 ・土壌消毒の徹底 ・周年出荷体制の確立 ・生産履歴の記帳 ・ウイルスフリー苗の導入 ・土壌診断に基づく施肥改善 ・緑肥導入による品質改善 ・ミネラル資材導入による差別商品化 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ・早進化に向けた育苗法 ・早期作付による生産性向	・農林水産物認証制度の取得 ・農地の集団化 ・植付軽作業化のための挿苗機の導入 ・栽培法改善（植付方法、土壌改良等）による生産性向上
露地野菜型	〈作目と作付面積〉 オクラ　0.1ha スナップえんどう　0.2ha	〈主な資本装備〉 トラクター、管理機＿＿＿＿＿＿＿＿ 〈その他〉 ・適期植付、適期収穫 ・土壌消毒の徹底（作業は農業公社へ委託）	・生産履歴の記帳
露地野菜＋ 原料用かんしょ型	〈作目と作付面積〉 キャベツ　0.8ha 青首大根　0.7ha 焼酎用かんしょ　2.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、プラウ、土壌消毒機付畦立マルチャー、防除機、茎葉処理機、自走式掘取機、農機具舎、トラック 〈その他〉 ・キャベツは深耕の実施、９月下旬以降の適期定植 ・焼酎用かんしょは「青果用さつまいも複合」に準ずる	・「青果用さつまいも複合」に準ずる

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等	
茶専門	〈作目と作付面積〉 茶樹園　6.0ha （成木園、定植後６年以上）	〈主な資本装備〉 茶園管理機（肥料散布機、裾刈り機）、防霜ファン 〈その他〉 ・生葉生産に主体を置き、荒茶加工場へ生葉販売 ・品種組合せ　早生40%　中生40%　晩生20%	・茶園管理機の利用、適期管理による良質の原料生産 ・優良品種の適正な組合せ、防霜施設整備 （生産技術の高位平準化、品質の向上、安定生産）	字句の改正
茶複合 （茶＋ 露地野菜）	〈作目と作付面積〉 茶樹園　4.0ha （成木園、定植後６年以上） 露地野菜　1.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、その他「茶専門」に準ずる 〈その他〉 ・生葉生産に主体を置き、荒茶加工場へ生葉販売 ・品種組合せ　早生40%　中生40%　晩生20% ・深耕と土壌消毒の徹底	・「茶専門」に準ずる	字句の改正
青果用さつまいも複合	〈作目と作付面積〉 早掘さつまいも　0.3ha 普通掘さつまいも0.3ha にんじん　0.3ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、トラクター、マルチャー、洗浄機、土壌消毒機、動力噴霧機、茎葉処理機、自走式掘取機、洗浄研磨機、トラック、重量選別機、農機具舎、ハウス貯蔵庫、人参播種機、人参収穫機 〈その他〉 ・土壌消毒の徹底 ・周年出荷体制の確立 ・生産履歴の記帳 ・ウイルスフリー苗の導入 ・土壌診断に基づく施肥改善 ・緑肥導入による品質改善 ・ミネラル資材導入による差別商品化 ・にんじんはコート種子による間引き作業の省力化 ・早進化に向けた育苗法 ・早期作付による生産性向	・農林水産物認証制度の取得 ・農地の集団化 ・植付軽作業化のための挿苗機の導入 ・栽培法改善（植付方法、土壌改良等）による生産性向上	字句の改正 字句の削除 字句の削除
露地野菜型	〈作目と作付面積〉 オクラ　0.1ha スナップえんどう　0.2ha	〈主な資本装備〉 トラクター、管理機、土壌消毒機付畦立マルチャー 〈その他〉 ・適期植付、適期収穫 ・土壌消毒の徹底＿＿＿＿＿＿＿＿	・生産履歴の記帳	字句の削除 字句の追加
露地野菜＋ 原料用かんしょ型	〈作目と作付面積〉 キャベツ　0.8ha 青首大根　0.7ha 焼酎用かんしょ　2.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター、プラウ、土壌消毒機付畦立マルチャー、動力噴霧機、茎葉処理機、自走式掘取機、農機具舎、トラック 〈その他〉 ・キャベツは深耕の実施、９月下旬以降の適期播種 ・焼酎用かんしょは「青果用さつまいも複合」に準ずる	・「青果用さつまいも複合」に準ずる	字句の改正 字句の追加

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
施設野菜 専門Ⅰ	〈作目と作付面積〉 ピーマン　0.12ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、トラクター、暖房機、環境制御装置、防除機、灌水施設 〈その他〉 ・「施設花き専門Ⅰ」に準ずる ・土壌消毒の徹底（作業は農業公社へ委託）	・省力機械化体系の確立
施設野菜 専門Ⅱ	〈作目と作付面積〉 いちご　0.12ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、暖房機、動力噴霧機、予冷庫、軽トラック、トラクター、高設育苗ベンチ、電照施設、灌水施設、作業場	・品種を交え、収穫作業の分散
普通作専門	〈作目と作付面積〉 焼酎用かんしょ　3.0ha でん粉用かんしょ 1.5ha	〈主な資本整備〉 「露地野菜＋原料用かんしょ型」に準ずる 〈その他〉 ・早進化に向けた育苗法 ・早期作付による生産性向上 ・機械化一貫作業体系による低コスト栽培	・生産組織の育成 ・生産履歴の記帳 ・農地の集団化 ・栽培法改善（疎植栽培、施肥改善）による生産性向上 ・バイオ苗の導入による生産性向上 ・契約栽培による生産性向上 ・植付軽作業化のための挿苗機の導入
野菜＋ 普通作型Ⅰ	〈作目と作付面積〉 レタス　0.8ha メロン　0.2ha 普通期水稲　2.0ha でん粉用かんしょ 0.8ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、作業場、トラクター、軽トラック、レタス移植機、防除機 〈その他〉 ・地域一斉共同防除による効率的な病害虫予防	・レタスの省力機械化体系の確立 ・12月から3月までのレタス出荷の平準化 ・食味を重視した高品質米の生産 ・生産調整の実施 ・借地による経営面積の拡大 ・転作品目をかんしょとする ・さつまいも苗の更新
野菜＋ 普通作型Ⅱ	〈作目と作付面積〉 レタス　1.0ha 春かぼちゃ　0.3ha 抑制かぼちゃ　0.5ha でん粉用かんしょ 0.9ha	〈主な資本装備〉 「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる 〈その他〉 ・「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる	・「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる
施設花き 専門Ⅰ	〈作目と作付面積〉 カーネーション　0.15ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、トラクター、暖房機、灌水点滴施設、土壌消毒機、黄色蛍光灯 〈その他〉 ・灌水、深耕、土壌消毒の徹底	・良質苗の購入 ・病害虫防除の徹底 ・温度管理の徹底 ・防風対策の徹底 ・秀品本数の確保
施設花き 専門Ⅱ	〈作目と作付面積〉 クルクマ　0.10ha ユリ　0.15ha 球根養成　0.10ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、暖房機、動力噴霧機、軽トラック、トラクター、灌水施設、作業場	・良質球根の確保 ・土壌消毒の徹底 ・栽培体系の確立

注）1　個人経営体においては、経営に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

営農類型	経営規模	生　産　方　式	経営管理の改善方法等
施設野菜 専門Ⅰ	〈作目と作付面積〉 ピーマン　0.12ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、トラクター、暖房機、土壌消毒機 〈その他〉 ・「施設花き専門Ⅰ」に準ずる	・省力機械化体系の確立
施設野菜 専門Ⅱ	〈作目と作付面積〉 いちご　0.12ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、暖房機、動力噴霧機、予冷庫、軽トラック、トラクター、高設育苗ベンチ、電照施設、灌水施設、作業場	・品種を交え、収穫作業の分散
普通作専門	〈作目と作付面積〉 焼酎用かんしょ　3.0ha でん粉用かんしょ 1.5ha	〈主な資本整備〉 「露地野菜＋原料用かんしょ型」に準ずる 〈その他〉 ・早進化に向けた育苗法 ・早期作付による生産性向上 ・機械化一貫作業体系による低コスト栽培	・生産組織の育成 ・生産履歴の記帳 ・農地の集団化 ・栽培法改善（疎植栽培、施肥改善）による生産性向上 ・バイオ苗の導入による生産性向上 ・契約栽培による生産性向上 ・植付軽作業化のための挿苗機の導入
野菜＋ 普通作型Ⅰ	〈作目と作付面積〉 レタス　0.8ha メロン　0.2ha 普通期水稲　2.0ha でん粉用かんしょ 0.8ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、作業場、トラクター、軽トラック、レタス移植機、動力噴霧機 〈その他〉 ・地域一斉共同防除による効率的な病害虫予防	・レタスの省力機械化体系の確立 ・12月から3月までのレタス出荷の平準化 ・食味を重視した高品質米の生産 ・生産調整の実施 ・借地による経営面積の拡大 ・転作品目をかんしょとする ・さつまいも苗の更新
野菜＋ 普通作型Ⅱ	〈作目と作付面積〉 レタス　1.0ha 春かぼちゃ　0.3ha 抑制かぼちゃ　0.5ha でん粉用かんしょ 0.9ha	〈主な資本装備〉 「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる 〈その他〉 ・「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる	・「野菜＋普通作型Ⅰ」に準ずる
施設花き 専門Ⅰ	〈作目と作付面積〉 カーネーション　0.15ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、トラクター、暖房機、灌水点滴施設、土壌消毒機、黄色蛍光灯 〈その他〉 ・灌水、深耕、土壌消毒の徹底	・良質苗の購入 ・病害虫防除の徹底 ・温度管理の徹底 ・防風対策の徹底 ・秀品本数の確保
施設花き 専門Ⅱ	〈作目と作付面積〉 クルクマ　0.10ha ユリ　0.15ha 球根養成　0.10ha	〈主な資本装備〉 ビニールハウス、暖房機、動力噴霧機、軽トラック、トラクター、灌水施設、作業場	・良質球根の確保 ・土壌消毒の徹底 ・栽培体系の確立

注）1　個人経営体においては、経営に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。

字句の削除
字句の追加
字句の追加
字句の改正

2　新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組むべき経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的な指標は次のとおりとする。

⑴　経営管理の方法

ア　経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。

イ　複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。

ウ　簿記等の記帳により、青色申告を実施する。

エ　農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。

オ　資金の有効利用により、目標とする経営へ向け改善を図る。

カ　農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。

⑵　農業従事の態様

ア　省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。

イ　労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。

ウ　個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。

エ　家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。

オ　家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。

カ　従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場、農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。

2　新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組むべき経営管理の方法及び農業従事の態様の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営を実現するための経営管理の方法及び農業従事の態様の基本的な指標は次のとおりとする。

⑴　経営管理の方法

ア　経営の方針や目標の明確化・共有化を図る。

イ　複式簿記の記帳により、経営と家計の分離を図る。

ウ　簿記等の記帳により、青色申告を実施する。

エ　農業経営の体質強化を図るため、計画的な経営管理を実践する。

オ　資金の有効利用により、目標とする経営へ向け改善を図る。

カ　農業用機械・施設の共同利用を進め、生産コストの低減を図る。

⑵　農業従事の態様

ア　省力化・軽労化技術の導入や機械化等により、作業方式の改善を図る。

イ　労働計画に基づいた時間運営によって労働の効率化や労働時間の短縮を図る。

ウ　個々の能力や経験等を踏まえた作業の役割分担を行う。

エ　家族労働力のみでは労力が不足する時期には、雇用労力の確保や作業の委託等により、過重労働を防止する。

オ　家族経営協定の締結等により定期的な休日・休暇を確保する。畜産経営については、ヘルパー制度等の有効活用を図る。

カ　従事者の健康や安全を確保するため、安全性の高い機械の導入や、ほ場、農道等の農作業環境の点検と危険箇所の改善を図るとともに、農業経営を安定的に続けていくため、労災保険に加入する。

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者（注１）の確保及び育成に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

市の特色のある優れた品質の農畜産品を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、地域振興局、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の実態等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修実施の支援を行う。

（注１）「農業を担う者」とは、認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産に直接関わっている者が幅広く該当する。

２　市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けてアグリサポートセンターを活用し、地域振興局や農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施等のサポートを行う。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

３　関係機関との連携・役割分担の考え方

市はアグリサポートセンターを新規就農者の確保及び就農後の伴走支援を担う機関として位置付け、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①　アグリサポートセンターは、就農希望者への相談対応や就農準備にかかる支援を行うとともに、 関係機関・団体と連携し、就農後の経営定着に向けた継続的な伴走支援を行う。

②　農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を営もうとする者に対して、農地等に関する相談事項、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

③　個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニテ

第３　第２及び第２の２に掲げる事項のほか、農業を担う者（注１）の確保及び育成に関する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

市の特色のある優れた品質の農畜産品を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、地域振興局、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の実態等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修実施の支援を行う。

（注１）「農業を担う者」とは、認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産に直接関わっている者が幅広く該当する。

２　市が主体的に行う取組

市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて＿＿＿＿＿＿＿＿、地域振興局や農業協同組合等の関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施等のサポートを行う。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

３　関係機関との連携・役割分担の考え方

市は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

＿＿

＿＿

①　農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を営もうとする者に対して、農地等に関する相談事項、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

②　個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コ

字句の追加

字句の追加

号の追加

号の繰り下げ

ィづくりを行う。

４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、市担い手協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営等、就農等希望者が必要とする情報を集積・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を営もうとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本基本構想第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積（注）のシェアの目標を次のとおりとする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備　考
70%（令和 17 年度）	市内全域

また、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整を行い、地域振興公社による農地中間管理事業及び特例事業を通じて、県、市、農業委員会等の関係機関・団体が連携して、農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

（注）　「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積」とは、担い手の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業等による借入農地のほか、自己所有農地、農作業受託面積（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を３作業以上実施している農作業受託の面積。）の合計面積を指す。

上記数値の目標年次は、鹿児島県基本方針と同じ令和 17 年度とする。

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、市担い手協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

ミュニティづくりを行う。

４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、市担い手協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営等、就農等希望者が必要とする情報を集積・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を営もうとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第４　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本基本構想第２に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者が地域の農用地の利用に占める面積（注）のシェアの目標として示すと次のとおりとする。　字句の改正

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備　考
90%（令和 12 年度）	市内全域

字句の改正

また、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整を行い、地域振興公社による農地中間管理事業及び特例事業を通じて、県、市、農業委員会等の関係機関・団体が連携して、農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

（注）　「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積」とは、担い手の地域における農用地利用面積で、農地中間管理事業等による借入農地のほか、自己所有農地、農作業受託面積（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を３作業以上実施している農作業受託の面積。）の合計面積を指す。

上記数値の目標年次は、鹿児島県基本方針と同じ令和 12 年度とする。　字句の改正

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、市担い手協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効率的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため、市担い手協議会サポートチームによる情報の共有化を図るとともに、地域における農地事情に精通した農業委員会等の積極的な支援を推進する。 なお、農用地の効率的かつ総合的な利用を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。 地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。 ⑴　北部地域や中山間地域においては、ほ場の大区画化等の基盤整備を進め、生産条件の改善を図るとともに、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化させることによって、話し合いにより担い手不足の下で個人では解決が難しい荒廃農地等の問題解決にも努める。 ⑵　中南部地域においては、ほ場整備により形成された生産基盤を活かし、農地中間管理事業を積極的に活用することにより、担い手への農用地の集積・集約化を促進し、効率的な農業生産の実現を図る。	また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため、市担い手協議会サポートチームによる情報の共有化を図るとともに、地域における農地事情に精通した農業委員会等の積極的な支援を推進する。 なお、農用地の効率的かつ総合的な利用を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。 地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。 ⑴　北部地域や中山間地域においては、ほ場の大区画化等の基盤整備を進め、生産条件の改善を図るとともに、農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化させることによって、話し合いにより担い手不足の下で個人では解決が難しい荒廃農地　等の問題解決にも努める。 ⑵　中南部地域においては、ほ場整備がほぼ完了しているが、なお一層のほ場区画の大型化による高能率的な生産基盤の条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産を行い生産力の増進を図る。	字句の改正

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、鹿児島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第６「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①　地域計画推進事業

②　農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

④　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑤　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア　北部地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化させることによって、担い手不足の下で多発している荒廃農地の解消に努める。

イ　中南部地域においては、ほ場整備により形成された生産基盤を活かし、農地中間理事業を積極的に活用することにより、担い手への農用地の集積・集約化を促進し、効率的な農業生産の実現に努める。

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

１　地域計画推進事業に関する事項

地域計画推進については、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理事業の活用など、農用地の効率的かつ総合的な利用を推進する。

(1)　協議の場の開催時期

市は、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、地域の意向を踏まえて開催することとする。

(2)　開催に係る情報提供の方法

開催にあたっては、幅広く参加者を募るため、地域内の関係者等への周知に加え、集まり等を積極的に活用し、周知を図ることとする。

(3)　協議の場の参加者

参加者については、農業者、市、農業委員会、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、地域振興局、その他の関係者等とする。

(4)　協議する事項

協議の場では、次のとおりとする。

①　農業の将来のあり方

②　農業上の利用が行われている農用地等の区域

③　その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

(5)　窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(6)　農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、地域計画が策定されている区域を基に、農業振興地域内の農用地が含まれるよう設定することとし、その上で様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の

第５　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、鹿児島県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第６「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①　地域計画推進事業

②　利用権設定等促進事業　　字句の削除

③　農用地利用改善事業の実施を促進する事業
④　委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
⑤　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
⑥　その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア　北部地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化させることによって、担い手不足の下で多発している荒廃農地の解消に努める。

イ　中南部地域においては、ほ場整備がほぼ完了しているが、なお一層のほ場区画の大型化による高能率的な生産基盤の条件の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。　　字句の改正

さらに、本市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

１　地域計画推進事業に関する事項

地域計画推進については、地域の農業者等の協議の結果を踏まえ、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために地域計画を定め、その中で地域の農業の将来の在り方や目指すべき将来の農用地利用の姿である目標地図を明確化し、その実現に向けて、農地中間管理事業の活用など、農用地の効率的かつ総合的な利用を推進する。

(1)　協議の場の開催時期

市は、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、地域の意向を踏まえて開催することとする。

(2)　開催に係る情報提供の方法

開催にあたっては、幅広く参加者を募るため、地域内の関係者等への周知に加え、集まり等を積極的に活用し、周知を図ることとする。

(3)　協議の場の参加者

参加者については、農業者、市、農業委員会、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、地域振興局、その他の関係者等とする。

(4)　協議する事項

協議の場では、次のとおりとする。

①　農業の将来のあり方

②　農業上の利用が行われている農用地等の区域

③　その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。

(5)　窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政課に設置する。

(6)　農業上の利用が行われる農用地等の区域の判断基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地が含まれるよう設定することとし、その上で様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な　　字句の改正

保全等を図ることとする。

(7)　**地域計画の実現及び見直しに向けた関係団体との連携**

地域計画の実現に向けて、地域振興局・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、農地の集積・集約化や担い手の確保・育成の取組を推進するとともに、地域の実情や農地利用の状況等を踏まえ、必要に応じて地域計画の見直しを行うこととする。

(8)　**地域計画に基づいて利用権の設定等**

地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

2　利用権設定等促進事業に関する事項

「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 56 号）が令和５年４月１日に施行されたことに伴い、令和７年４月１日からは利用権設定等促進事業による農地貸借は廃止となった。

ただし、利用権設定等促進事業により貸借契約中の農地については、契約期間満了日までは権利設定が継続される。

利用等による農用地の保全等を図ることとする。

(7)　**地域計画の策定に伴う関係団体との連携**　　字句の改正

地域計画の策定に当たって、地域振興局・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととする。　　字句の改正

(8)　**地域計画に基づいて利用権の設定等**

地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

2　利用権設定等促進事業に関する事項

事業廃止に伴う字句の追加

事業廃止に伴う字句の削除

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 56 号）附則第３条から第５条に基づき実施する利用権設定等促進事業に関する事項は、次のとおりとする。

(1)　利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

①　耕作又は養畜の事業を行う個人（旧法第 18 条第２項第６号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（以下「農地所有適格法人以外の法人等」という。）を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ　混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ　農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

②　農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③　農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第２項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第１項第１号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、法第７条に規定された特例事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附

則第６条第１項第２号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④　農地所有適格法人以外の法人等が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ　その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち１人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤　農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第２条第３項第２号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥　①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。

⑵　利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

⑶　開発を伴う場合の措置

①　本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から旧「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成 24 年５月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

②　本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア　当該開発事業の実施が確実であること。

イ　当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ　当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

⑷　農用地利用集積計画の策定時期

①　本市は、法第６条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第２条によりみなされる場合は不要）

②　本市は、⑸の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

③　本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

⑸　申出及び要請

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第１項又は第 89 条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化　農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、⑷の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

⑹ 農用地利用集積計画の作成

① 本市は、⑸の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 本市は、⑸の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（⑴に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

⑺ 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所

② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所

④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係

⑥ ①に規定する者が、農地所有適格法人以外の法人等である場合には、次に掲げる事項を定める。

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 70 号、以下「規則」という。）第 60 条の２各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農用地で生産した作物やその栽培面積、生産数量等、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

（ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

（イ）原状回復の費用の負担者

（ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

（エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

⑦　①に規定する者の農業経営の状況

⑻　農用地利用集積計画についての同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、⑺の②に規定する土地ごとに⑺の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 20 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

⑼　公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は⑸の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときはその旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち⑺の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

⑽　公告の効果

本市が⑼の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

⑾　利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

⑿　紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

⒀　農用地利用集積計画の取消し等

①　市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、⑼の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア　その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ　その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ　その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

②　本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア　⑼の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ　①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③　本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を本市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④　本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤　農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業等の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農業公社又は公益財団法人鹿児島県地域振興公社（以下「地域振興公社

3　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

⑴　農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

⑵　実施区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等からの一つの集落を単位とした区域を実施することが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

⑶　農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、⑵に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

⑷　農用地利用規程の内容

①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ　農用地利用改善事業の実施区域

ウ　作付地の集団化その他農作目の栽培の改善に関する事項

エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ　その他必要な事項

②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

⑸　農用地利用規程の認定

①　⑵に規定する実施区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第１項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第６号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

②　本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第１項の認定をする。

ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的、かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ　⑷の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ　農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③　本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④　①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

⑹　特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①　⑸の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第５条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又

3　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

⑴　農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

⑵　実施区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等からの一つの集落を単位とした区域を実施することが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

⑶　農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、⑵に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

⑷　農用地利用規程の内容

①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ　農用地利用改善事業の実施区域

ウ　作付地の集団化その他農作目の栽培の改善に関する事項

エ　認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ　認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ　その他必要な事項

②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

⑸　農用地利用規程の認定

①　⑵に規定する実施区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第１項に規定する要件を備えるものは、運用通知別記様式第６号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

②　本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第１項の認定をする。

ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的、かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ　⑷の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ　農用地利用規程が適切に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③　本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④　①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

⑹　特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

①　⑸の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第５条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又

は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、⑷の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について⑸の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が⑸の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、⑸の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が⑵に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

⑺ 農用地利用改善団体に対する指導・援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・援助に努める。

② 本市は、⑸の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、地域振興局、農地中間管理機構、農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、市担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

⑻ 農用地利用改善団体の勧奨等

① ⑸の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

⑴ 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

⑵ 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

いぶすき農業協同組合は、農作業受委託制度や農業機械銀行方式の活用、南さつま農業協同組合は、農業公社が行う農作業受委託制度の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする

は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、⑷の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について⑸の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が⑸の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、⑸の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が⑵に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第１項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

⑺ 農用地利用改善団体に対する指導・援助

① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・援助に努める。

② 本市は、⑸の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合、地域振興局、農地中間管理機構、農業公社等の指導、助言を求めてきたときは、市担い手協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

⑻ 農用地利用改善団体の勧奨等

① ⑸の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有権以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

⑴ 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

⑵ 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

いぶすき農業協同組合は、農作業受委託制度や農業機械銀行方式の活用、南さつま農業協同組合は、農業公社が行う農作業受委託制度の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする

者から申出があった場合は、農業公社と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。	者から申出があった場合は、農業公社と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。
5　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	**5　農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項**
本市は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修及び農業開発研修センター並びに農業公社における農業研修生の積極的受入れ等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。	本市は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修及び農業開発研修センター並びに農業公社における農業研修生の積極的受入れ等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。
また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。	また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。
6　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	**6　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項**
⑴　農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	**⑴　農地中間管理事業の実施の促進に関する事項**
①　本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業等を行う地域振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって地域振興公社が行う事業の実施の促進を図る。	①　本市は、県下一円を区域として農地中間管理事業等を行う地域振興公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって地域振興公社が行う事業の実施の促進を図る。
②　本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理事業等の促進のため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。	②　本市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理事業等の促進のため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。
⑵　農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携	**⑵　農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携**
本市は、１から３までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。	本市は、１から３までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。
ア　本市は、農業近代化施設の導入を推進し効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。	ア　本市は、農業近代化施設の導入を推進し効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
イ　本市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。	イ　本市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。
ウ　本市は、望ましい水田営農の実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。	ウ　本市は、望ましい水田営農の実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。
エ　本市は、農村環境の整備を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。	エ　本市は、農村環境の整備を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
オ　本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。	オ　本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。
⑶　推進体制等	**⑶　推進体制等**
①　事業推進体制等	①　事業推進体制等
本市は、農業委員会、農業協同組合、地域振興局、土地改良区、農用地利用改善団体、農業公社、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに今後 10 年にわたり、第１、第３で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。	本市は、農業委員会、農業協同組合、地域振興局、土地改良区、農用地利用改善団体、農業公社、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに今後 10 年にわたり、第１、第３で掲げた目標や第２の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。
②　農業委員会等の協力	②　農業委員会等の協力
農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農業公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。	農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農業公社は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市担い手協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。
7　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	**7　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項**
新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、以下の取り組みを推進する。	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を達成するため、以下の取り組みを推進する。
⑴　支援体制の整備	**⑴　支援体制の整備**
新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向け、アグリサポートセンターを中心に、農業委員会、	新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向け、就農希望者に対しては、農業委員会、農業協同組合

字句の改正

農業協同組合、地域振興局等関係機関・団体と連携・協力し、独立・自営就農をはじめ、農業法人等への雇用就農も含めた情報提供や就農相談を行う。また、市担い手協議会サポートチームにおいて相互の連携と情報の共有を行いながら、新規就農者等への支援内容を検討・協議する。

⑵　新たに農業経営を営もうとする青年等の定着・経営発展に向けた取組

新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向け、就農の意思が明確になったものに対しては、栽培技術の習得及び農地・住居の取得や地域における信頼関係の構築への支援等を、アグリサポートセンターを通じて、関係機関・団体と連携を図りながら進める。

また、地域計画への地域農業の担い手としての位置付けや、基本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）事業や青年等就農資金等、各種支援策を効果的に活用しながら、安定的な経営体への成長に向けて積極的な支援を行う。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。また、地域との交流や地域活動への積極的な参加を勧め、地域農業を担う意識の啓発を図りつつ、地域への定着を促進する。

新たに農業経営を営もうとする青年等の経営発展に向け、認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、関係機関・団体等が必要に応じて定期的な巡回指導による栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行えるよう支援する。

⑶　研修等事業の実施に当たっての留意事項

①　農業公社は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

②　研修の実施時期は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね５年以内とする。ただし、農業公社が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。

③　研修等事業の実施に当たって、当該団体は、地域振興局、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

第６　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

1　この基本構想は、平成23年12月28日から施行する。
2　この基本構想は、平成26年９月30日から施行する。
3　この基本構想は、平成29年３月６日から施行する。
4　この基本構想は、令和４年２月２日から施行する。
5　この基本構想は、令和５年９月11日から施行する。
6　この基本構想は、令和８年12月　日から施行する。

、地域振興局等関係機関・団体と連携・協力し、独立・自営就農をはじめ、農業法人等への雇用就農も含めた情報提供や就農相談を行う。また、市担い手協議会サポートチームにおいて相互の連携と情報の共有を行いながら、新規就農者等への支援内容を検討・協議する。

⑵　新たに農業経営を営もうとする青年等の定着・経営発展に向けた取組

新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向け、就農の意思が明確になったものに対しては、栽培技術の習得及び農地・住居の取得や地域における信頼関係の構築への支援等を＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿、関係機関・団体と連携を図りながら進める。

字句の追加

また、地域計画への地域農業の担い手としての位置付けや、基本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、新規就農者育成総合対策（経営開始資金）事業や青年等就農資金等、各種支援策を効果的に活用しながら、安定的な経営体への成長に向けて積極的な支援を行う。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。また、地域との交流や地域活動への積極的な参加を勧め、地域農業を担う意識の啓発を図りつつ、地域への定着を促進する。

新たに農業経営を営もうとする青年等の経営発展に向け、認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、関係機関・団体等が必要に応じて定期的な巡回指導による栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行えるよう支援する。

⑶　研修等事業の実施に当たっての留意事項

①　農業公社は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。

②　研修の実施時期は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の習得状況に応じ、概ね５年以内とする。ただし、農業公社が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。

③　研修等事業の実施に当たって、当該団体は、地域振興局、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

第６　その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附　則

1　この基本構想は、平成23年12月28日から施行する。
2　この基本構想は、平成26年９月30日から施行する。
3　この基本構想は、平成29年３月６日から施行する。
4　この基本構想は、令和４年２月２日から施行する。
5　この基本構想は、令和５年９月11日から施行する。

別紙１（第４の１の⑴⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による改正前の農業経営基盤強化促進法法第 18 条第２項第２号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

⑴　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第１条の３に規定される地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第２条第２項第１号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第６条第２項第３号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○　対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合 … 法第 18 条第３項第２号イに掲げる事項

○　対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合その土地を効率的に利用することができると認められること。

⑵　農業協同組合法第 72 条の 10 第１項第２号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第２項第２号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○　対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○　対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合その土地を効率的に利用することができると認められること。

⑶　土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第２条第２項各号に掲げる事業（同項第６号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第１条第７号若しくは第８号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○　対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合その土地を効率的に利用することができると認められること。

事業の廃止に伴う削除

別紙２（第４の１の(2)関係）

Ⅰ　農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1　存続期間は原則として利用権が設定される日から申出のあった期間における最終年の３月31日までのいずれかとする。なお、農業者年金制度関連の場合10年とする。 2　残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1　農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2　採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3　開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4　借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記１から３までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年３月１日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第６に留意しつつ定めるものとする。	1　借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2　１の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。 3　借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。	1　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2　農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。

事業の廃止に伴う削除

表の削除

Ⅱ　混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1　混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2　農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3　開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の３に同じ	Ⅰの③に同じ。	Ⅰの④に同じ。

Ⅲ　農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	1　作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2　１の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	1　損益は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る損益の金額を一時に支払うものとする。 2　１の支払いは、委託者（損失がある場合には、受託者という。以下同じ。）の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他場合は、委託者の住所に持参して支払うものとする。 3　損益を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る損益の支払等を履行するものとする。	Ⅰの④に同じ。

事業の廃止に伴う削除

表の削除

事業の廃止に伴う削除

表の削除

Ⅳ　所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転に時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者がその農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

事業の廃止に伴う削除
表の削除